

南三陸町移住総合支援業務公募型プロポーザル説明書

この説明書は、南三陸町移住総合支援業務公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年南三陸町告示第61号。以下「要領」といいます。）に定める事項に関し、その具体について設定し、説明するものです。

1 委託する業務の内容

南三陸町移住総合支援業務仕様書（以下「仕様書」といいます。）に定めるとおりとなります。ただし、南三陸町と受託者との協議において変更する必要があると認めたことについては、変更する場合があります。

- (1) 件名 南三陸町移住総合支援業務
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から平成32年3月31日
- (4) 業務場所 南三陸町役場ほか

2 契約限度額

57,800,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内

3 スケジュール

- (1) 公告及び要領の公表
平成28年6月3日（金）
- (2) プロポーザル参加申込書の提出期限（要領第3条関係）
平成28年6月17日（金）午後5時まで
- (3) プロポーザル参加資格確認通知書の施行（要領第6条関係）
平成28年6月20日（月）
- (4) 企画提案書の提出期限（要領第8条関係）
平成28年7月4日（月）午後5時まで
- (5) 一次審査結果通知書の施行
平成28年7月8日（金）予定
- (6) 二次審査（プレゼンテーション）
平成28年7月15日（金）予定
- (7) 受託候補者選定通知書（要領第15条関係）
平成28年7月20日（水）（予定）
- (8) 受託候補者非選定通知書の施行（要領第16条関係）
平成28年7月20日（水）（予定）
- (9) 導入打合せ
平成28年7月下旬
- (10) 委託契約の締結
平成28年7月下旬（予定）

4 事務手続に当たっての留意事項等

(1) 受付時間等

プロポーザル参加申込書をはじめとした関係書類の提出については、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時までの間に限り受け付けます。

(2) 費用負担

事務手続に要する費用を含め、プロポーザルへの参加に要する費用は、すべて申込者の負担となります。

(3) 書類及び質問の提出先

〒986-0792

宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田56番地2

南三陸町役場企画課 地方創生・官民連携推進室

電話：0226-46-1371

FAX：0226-46-2672

メール：sousei@town.minamisanriku.miyagi.jp

5 企画提案書の作成

(1) 要領第8条の企画提案書の様式は任意となります。ただし、従事予定者調書については様式第5号、見積提案書については様式第6号により作成してください。

(2) 企画提案書は、仕様書に基づき項目ごとに必要事項を漏れなく記載してください。

(3) 企画提案書は、A4版用紙に両面印刷（分割なし）で、30ページ以内としてください。特に必要であればA3版を加えることは可とします。

(4) 企画提案書、業務実施計画は日本語により作成し、9部提出してください。ただし、見積提案書は別冊とし、封緘のうえ1通提出してください。

(5) 企画提案書の評価については、作成した申込者名を伏せた上で行うことから、会社名等の申込者が特定される事項は記載しないでください。

(6) 企画提案書は、仕様書の項目に基づいて作成し、専門用語に解説を追記するなど、分かりやすい内容としてください。

(7) 要領第8条の会社概要に関する資料は、企画提案書とは別冊とし、1部提出してください。なお、共同企業体については、構成するすべての法人の登記事項証明及び関連業務実績書を提出して下さい。

6 一次審査について

(1) 書類審査は、南三陸町移住総合支援業務公募型プロポーザル評価基準書に基づき審査を行います。

(2) 書類審査の実施にあたり、会社概要、同種業務実績、実施体制調書により事務局で評価基準により採点し、提案内容について選定委員会の委員により採点を行います。

(3) 選定委員会の委員の評価は、各委員の評価点を合計し、委員の人数で

除した値を評価点とします。

7 二次審査について

- (1) プレゼンテーションは、1社あたり20分（説明15分、質疑応答5分）程度で説明を受けます。また、順番は本町において決定するものとし、出席者は各社3名以内とします。

なお、プレゼンテーションの実施者は、従事予定者調書に示されている総括担当者又は従事予定者を基本とします。

- (2) プレゼンテーションに必要なプロジェクター、スクリーンは町が準備します。
- (3) プレゼンテーションは、企画提案を補完する説明としアピールしたい点等について説明を受けます。
- (4) プレゼンテーションでの追加資料の配布は認めません。

8 理由の説明

要領第6条第2項によるプロポーザルへの参加資格を有する者と認められなかった理由の説明は、当該説明を求めた相手方に関する事項に限り行います。

9 その他

公告の事項、要領及び仕様書に関し不明な点は、南三陸町企画課地方創生・官民連携推進室までお問い合わせください。

(お問合せ先)

南三陸町企画課地方創生・官民連携推進室

担 当 主 査 阿 部

電 話 0226-46-1371（課直通）

F A X 0226-46-2672（課内）

メー ル sousei@town.minamisanriku.miyagi.jp